平成２４年（フ）第２６８号
山梨県南アルプス市吉田334番地５
破産者　名取　春樹
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５９５号
大阪府門真市野里町６―19　ネオサンローレル303号、開始決定時の住所大阪府交野市星田西３丁目１番２号
破産者　香川　哉根
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０２３号
大阪市東成区中本２丁目11番５号　森ノ宮シルクマンション1301号、住民票上の住所大阪市城東区東中浜３丁目11番11号
破産者　長村　正夫
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４５６号
大阪府東大阪市長栄寺13番12号
破産者　吉村　保之
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６４号
大阪市住吉区我孫子東２丁目３番28号　第５ハイムゆり406号
破産者　石田　正志
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６６号
大阪府門真市北岸和田１丁目４番13号　シャルム２番館101号、開始決定時の住所大阪府門真市上野口町55番２－１号
破産者　木田建装こと　木田　宣男
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８３号
大阪市住吉区長居東４丁目19番１号　東長居第２住宅１号館301号
破産者　塚本　保夫
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８３号
兵庫県尼崎市金楽寺町２―34―９　第２豊ビル308号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫之荘本町１丁目５番６号
破産者　瀧田オートことスタジオ・バー・ゴンこと　瀧田　充敏
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００１号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38―Ａ307号
破産者　高橋眞紀子
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３７号
大阪市西成区千本北１丁目10番19号
破産者　古谷　暢英
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４２号
大阪府茨木市総持寺１丁目17番25号　総持寺文化206号
破産者　ブティックＴＯＫＩことコーザノストラ北山こと　時　　恵子
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４２号
茨城県古河市東３丁目１番６号
破産者　大里　全司
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２４号
茨城県古河市女沼46番地３、前住所栃木県足利市久松町51番地５
破産者　谷　千恵子
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４９号
埼玉県熊谷市妻沼2522番地２
破産者　町田　博史
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５３号
埼玉県児玉郡美里町大字駒衣1610番地２
破産者　山田　達夫
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５４号
埼玉県熊谷市広瀬800番地218　パレスＮＥＷＶ　Ａ棟302号
破産者　渡邉　弘秋
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４５５号
神奈川県高座郡寒川町一之宮８丁目18番39号大橋アパート102号、開始決定時の住所神奈川県高座郡寒川町大曲３丁目11番18号
破産者　東　　彰
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５０３号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目32番１号
破産者　山崎　理絵
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部